

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和5年10月25日(水)午前9時15分頃

(2) 発生場所

船岡支援学校敷地内職員駐車場

(柴田郡柴田町船岡南二丁目3番1号)

(3) 事故の概要

船岡支援学校敷地内職員駐車場において、庁務職員が除草作業を行っていたところ、刈払機により巻き上げられた石が、駐車中の同校教職員所有の自家用車に当たり、当該車両を損傷させたものの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住 所

ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、  
表示しておりません

(2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和6年1月26日

ハ 損害賠償額 104,804円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年1月25日